-	ory of Academic resources
Title	スティーヴン治世期における財務府
Sub Title	The exchequer in the reign of Stephen
Author	吉武, 憲司(Yoshitake, Kenji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.1 (1987. 5) ,p.47- 78
JaLC DOI	
Abstract	The origins of the English Exchequer go back to the reign of Henry I (1100-1135). It had already reached a remarkably sophisticated level by 1130, the date of the oldest Pipe Roll Almost all the practices evident in successive Pipe Rolls, from the first year of Henry II's reign (1154-1189) onwards, had been firmly established by that time For the reign of Stephen (1135-1154), however, we have no Pipe Rolls at all, and this fact has given rise to the difficult question of whether the Exchequer even existed during his reign, which is usually referred to as "anarchy" Many historians have tried to find some trace of King Stephen's Exchequer in the Pipe Rolls of the early years of Henry II's reign Although their arguments often do not seem to be very profitable, Henry II's Pipe Rolls are not totally useless for the study of King Stephen's Exchequer. In 1155 or 1156 or 1157, the county farm was paid by tale for Norfolk, Suffolk, Essex, Sussex, Shropshire, Somerset and Devon (Rutland is an exception) (see Map I), but the by-tale payments for these counties were converted into blanch payments as soon as possible (see Map II). In 1130, the county farm was paid by weight or in blanch basically (and probably charged in blanch), therefore, the by-tale payments in the early years of Henry II's reign should be regarded as a retrogression of the Exchequer practice which occurred during the period of "anarchy" Nevertheless, it is also very likely that the Exchequer audits continued to be made for these counties, even in Stephen's reign, probably by tale, because Henry II would have asked them to pay the farm in blanch if they had not paid the farm at all in Stephen's reign Interestingly, the counties in which the county farm was paid by tale in 1155, 1156 or 1157 (i.e., Norfolk, Suffolk, Essex, Sussex, Shropshire, Somerset and Devon), and those in which the country farm was paid in blanch in 1155 (1.e., Kent, Surrey, Huntingdonshire, Leicestershire, Leiconshire, Vorkshire, Dorset, Witshire, Gloucestershire, Corfordshire, Morce
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870500-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

吉武

憲 1046 司 1046 4

justices) 制や最高法官 (Chief Justiciar) 制と並び、財 baronibus de scaccario)に知らせたものである。この特 会 (St. Mary's Cathedral of Lincoln) が王女マティル れるが、それは、リンカンのセント・メアリー司教座教 いう語は一一一〇年のヘンリー一世の令状に初めて現わ 務府(the Exchequer)制度がその革新の最も重要なも 許状は、後にリチャード・フィッツナイジェル(Richard べきことを財務府卿 (the barons of the Exchequer, ダ(Matilda)と後の神聖ローマ皇帝ハインリッヒ五世 のであった。「財務府 (the Exchequer, scaccarium)」と 行政上の革新が多く行われた。巡回裁判官(itinerant 五年)には、後のイングランドの統治機構の基礎となる **ヘンリー一世 (Henry I) 治世期 (一一〇〇一一一三** (Heinrich V)との婚約のための援助金から免除される

期(一一五四―一一八九年)以降の一連のパイプ・ロー ている。さらに、現在残存している最古のものであるへわれる会計報告が既に存在していたということを暗示し fitzNigel) が「財務府問答録 (Dialogus de Scaccario)」 ともに国王財務行政の中心となっていた。 り、大蔵(the Treasury)や寝所部(the Chamber)と ルに見られる通常の業務慣行をほとんど全て確立してお 財務府は、その時既に、ヘンリー二世(Henry II)治世 二〇年代末までに高度に洗練された段階に達していた。 パイプ・ロールから明らかなように、財務府制度は一一(2) ンリー一世治世期第三一年(一一二九一一一三〇年)の の中で明らかにしたようなチェス板状の計算布の上で行 しかし、スティーヴン治世期(一一三五一一一五四年)

スティーヴン治世期における財務府

四七 四七) 全でを含む一一三〇年から一一五五年までの時期に関し

四八八

史

なく、 能性が高い。しかし、一一四一年以降国王行政がそれ以た西部イングランドを除き比較的正常に機能し続けた可 audits)が行われたのかという困難な問題を提起する。 前と同程度に活発に機能し続けたかどうかは明らかでは 含めた国王行政機構全般は、アンジュー派支配下にあっ 少なくとも一一三九年のロジャー・オブ・ソールズベリ 直接の証拠は存在しないが、 ならば、この時期にも財務府の会計報告(the Exchequer てはいかなるパイプ・ロー の時代なのである。 に考えられている。さらに、 ー一族の逮捕に至るまで、財務府は機能し続けたと一般 一年のリンカンの戦いで囚れの身となるまで、財務府 この時期にも財務府が存在したのか、言い換える 国王行政の歴史が最も不明確となるのはまさにこ しかし、一一四一年以降国王行政がそれ以 ル も残存しておらず、(3) 国王スティーヴンが一一四 スティーヴンの即位後も、 このこ を

とえ局地的に不完全な形であれ財務府は一一四一年以降 も存続したと考える傾向があり、 いないという事実にもかかわらず、多くの歴史家は、 (an office of receipt)として非常に重要性を増したに違 ス ティーヴン治世期の内乱の中で寝所部が収 ㅁ 1 ル の中にスティ 1 ヴ ヘンリー二世治世初期 ンの財務府に関する 納 部 た 局

> た。(5)されている州では財務府は混乱の状態にあったと示唆しされている州では財務府は混乱の状態にあったと示唆しされている州では財務府は混乱の状態にあったと示唆し し続けたのかもしれないと主張してきた。これに対し ている。それ故、歴史家は、これらの州において財務府 世治世期第一年(一一五四—一一五五年)のパイプ 証拠を見つけようと試みてきた。たとえば、ヘンリーニ がスティーヴン(もしくは女帝マティルダ)の下で機能 の三ヶ月を含む一会計年度全部に関して会計報告を行っ ルの中で、いくつかの州は、ヘンリー二世の戴冠直

1

る。会計報告の期間が一年に満たない事例は、むしろ、(6)について州請負料を要求した可能性のほうが高いのであ 在しなかったとしても、ヘンリー二世が一会計年度全部 れどころか、たとえスティーヴン治世後期に財務府が存 計報告の期間が一年に満たないということは、 された会計報告の期間からスティーヴン時代の財務府の なかったということを必ずしも意味しないのである。 しくは州長官の請負料(the sheriff's farm)を受け取ら の残りの期間について州請負料(the county farm)、 状態を推測するのは、あまり有益だとは思われな しかしながら、一一五五年のパイプ・ロ 1 ル の中で 国王がそ

考えられる地方なのである。ケントとサセクスは、内乱ルダの支配下で行政が比較的正常に機能し続けていたと 州請負料の一部が前もって寝所部で支払われたのか、(7) 子ロジャー(Roger)に委ねられていた。ヘリフォード伯 ルズ・オブ・グロスター (Miles of Gloucester) とその 時代にはアンジュー派の権力基盤であり、主としてマイ 対して、グロスターシャーとヘリフォードシャーは内乱 彼らをより無害な人物に置き代えたのであろう。これに あった有力バロンに任せることを好まず、即位とともに 多分このような戦略的に重要な州を親スティーヴン派で Earl of Chichester) に任されていた。 ヘンリー二世は、 リアム・オブ・イープル (William of Ypres) とチチェス 期を通じてスティーヴンの支配下にあり、それぞれウィ 州は、むしろ内乱期にスティーヴンもしくは女帝マティ ろ、一一五五年に九ヶ月分の会計報告しか行っていない もしれないということを示唆するのである。実のとこ の時に彼の負っている州請負料の一部が支払われたのか しくは、財務府会計年度の途中で州長官が罷免され、 ター伯ウィリアム・ドーヴィニー (William d'Aubigny, ーの州長官として、彼らはスティーヴン治世期にこの また恐らくグロスターシャーとヘリフォードシ そ P

地方に多大な土地や権力を蓄積しており、このヘリフォード伯家の権力を縮小することは、ヘンリー二世にとったで即位後の主要な関心事であった。それ故、ヘンリーが即位時にロジャーから州長官職を奪い、「国王の戴冠後即位時にロジャーから州長官職を奪い、「国王の戴冠後のに小身の者を代わりに据えたということは十分ありうるのである。

実のところ、スティーヴン治世期の財務府に関する積極的な証拠をヘンリー二世治世初期のパイプ・ロールから集めることは、非常に困難である。それどころか逆に、たの初期のパイプ・ロールは、財務府がある程度の混乱状態にあったことを示すのである。たとえば、一一五五状態にあったことを示すのである。たとえば、一一五五片、ウォーリックシャーの会計報告を欠いており、アレケーンダー・スウィアーフォード(Alexander Swereford)による一三世紀の抜粋は、「国王ヘンリーの第一年はここで終わる。というのは、ここに記録されなかったがしの州についてはこの年会計報告が聴取されなかったからである(et terminatur hic annus Regis Henrici 与である(et terminatur hic annus Regis Henrici

primus, quoniam de aliis comitatibus, qui hic non 史

annotantur, hoc anno non audiebantur compoti.) المارة

いう文面で終わっている。その上、初期のパイプ・ロー(ユシ)

ルに記録されている会計報告自体混乱状態を示してい

訟料(Nova Placita)」や「新契約料(Nova Conven-る。会計報告は、しばしば短かく概略的であり、「新訴

cione)」の詳細な項目を欠いている。 そして、秩序立っ た詳細な項目がパイプ・ロールに現れるのは、漸く一一

(13) 要な項目である州請負料の額までが変動しているのであ要な項目である州請負料の額までが変動しているのであ 年(一一六四年)以前には、財務府の会計報告で最も重 六六年になってからである。ヘンリー二世治世期第一〇

の額にその支払い方法、つまり、「試金による(in blan-る。とりわけ、この時期のパイプ・ロールでは、州請負料

ch)」のか「勘定による(by tale)」のかが指定されてい ないのである。この支払い方法の特定が、ヘンリー一世

されていたことを考えるならば、そのことは財務府制度 のパイプ・ロールや財務府が通常の状態に戻った後のへ の後退・衰退として注目すべきであろう。これは、リチャ ンリー二世のパイプ・ロールの中ではほとんど必ず記録 ド・フィッツナイジェルがスティーヴン時代の「アナ

キー」の中で失われたと考えた「財務府の知識(scaccarii

scientiam)」の一部と見なされるかもしれない。

五〇

へ 五 〇

許状の中で確認されている。その特許状の中で、譲与の五年もしくは一一三六年に発行されたスティーヴンの特 巻を調べた限りでは、スティーヴン、女帝マティルダ、(16) (17) の第三年者が『アングロ・ノルマン国王特許状集成』の第三 れていないのである。 で「試金による」のか「勘定による」のかの指定がなさ であると思われる。この唯一の例外を除き、スティーヴ 支払いは現実には「試金による (blanch)」支払いと同じ 明記されている。この「定率加算による (ad scalam)」 額は「定率加算による二五ポンド(&25 ad scalam)」と Priory)に与えることを取り決めたが、これは、一一三 farm of the borough of Exeter)の三分の二を毎年ロ ン時代の財務府の会計報告に関係する全ての特許状の中 支払いかが特定されているのは一枚のみである。ヘンリ ー一世の王妃マティルダは、エクセターの請負料(the た特許状の中で、「試金による」支払いか「勘定による」 ヘンリー・オブ・アンジューによって内乱期に発行され ンドンのホーリー・トリニティ小修道院(Holy Trinity

ッブズ(Stubbs)の主張に対して、ラウンドは、「アナ 一一三九年に国王行政が停止してしまったというスタ

とは重要である。それは、ラウンドが考えたように、 (A) ていたと認められていたことが少なくともここで示唆さ 乱とアナキーの最盛期においてさえ、財務府は、その全 特許状の全てが、さらに、州請負料から差し引かれなけ して、 ティーヴンと女帝マティルダが依然として財務府が機能 で州請負料から差し引かれるべき額が明記されているこ れている」と述べている。確かに、これらの特許状の中 ての詳細な業務慣行を保持しており、 している。これらの特許状について、ラウンドは、「騒 合はジェフリーに与えられた王領マナー)の評価額 ればならなかった被譲渡王領(terrae datae---この場 重要であることを指摘した。これらの特許状は、(②) していたと想定していたことを証明するのである。 オードシャーは六○ポンドと明記されている。これらの 負料は三○○ポンド、エセクスは三○○ポンド、ハーフ の州長官職をジェフリーに与えている。所謂「女帝の第 エフリー キー」の中でも財務府が機能していたことを示す証拠と ン及びミドルセックス、エセクス、ハーフォードシャ |特許状」の中で、ロンドン及びミドルセックスの州請 スティーヴンと女帝マティルダが一一四一年にジ ・ド・マンドヴィルに対して発行した特許状が 完全な形で存在し ロンド この を記 ス Ì

考えは、一一四一年のリンカンの戦い直後にオックスァ 考えは、一一四一年のリンカンの戦い直後にオックスァ ている。

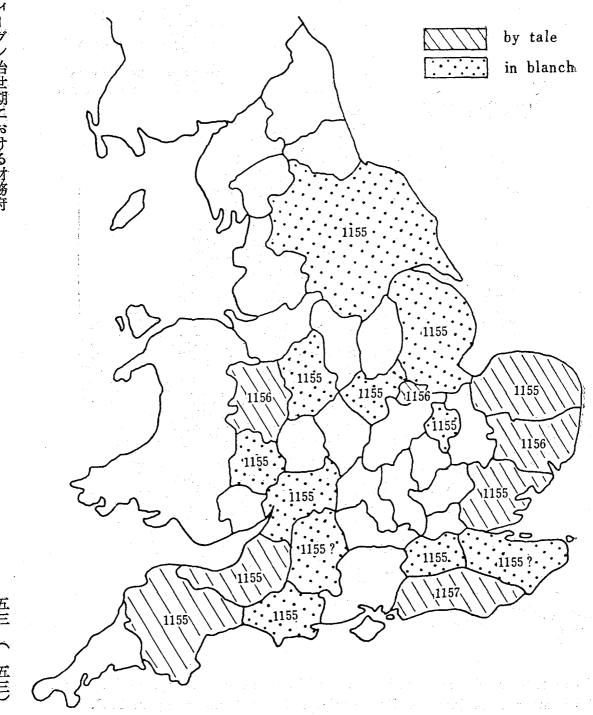
ば、会計報告の際、請負人と財務府の役人との間で争 ばハンドレッド裁判権の譲渡を伴っていた。 とは非常に重要であった。 べき額は「勘定による」と記された。これに対して、も 渡が王領マナーだけならば、 が起るであろう。とりわけ、「被譲渡王領(terrae datae)」 定による」ものかが明記されねばならない。 実は、財務府の衰退の一面を物語っている。 に「試金による」のか「勘定による」のかを明記するこ 計報告に関する全ての額は、「試金による」ものか か「勘定による」支払いかが明記されていないという事 示唆するとしても、それらの中で「試金による」支払い しかしながら、たとえ上述の特許状が財務府の存続 王領マナーの譲渡は、 州請負料から差し引かれ もしある譲 さもなけれ 財務府の会

blanch)」の譲与額がヘンリー二世治世初期からパイプ・ ad scalam)」もしくは「試金による二五ポンド(#25 引用したホーリー・トリニティー小修道院の事例で、へ 連の特許状は、スティーヴン治世期の財務府の会計報告 上のような財務府の衰退は特に明らかとなるのである。(4) ヴィル特許状をミドルセックスの州請負料が「勘定によ putate)」や「被譲渡王領(terrae datae)」の記述は、財 六ペンス (#25 12s 6d by tale)」と記録されるように る」か「勘定による」かの明示がないならば、それは「勘 財務府が正常な状態に戻った後の時代には、「試金によ リー一世のロンドンに対する特許状と比べるならば、以 る三○○ポンド(ゐ300 by tale)」と明記されているヘン 務府の通常の業務では無意味なのである。上述のマンド 定による」かの明記のない「債務差引令状(writ com-ンリー一世時代の「定率加算による二五ポンド(#25 いうことを示唆するのかもしれない。この推測は、既に 定による」支払いを意味した。それ故、先に引用した一 しある譲渡がハンド 「試金による」と記された。それ故、「試金による」か「勘(33) ルの中で「勘定による二五ポンド・一二シリング・ 勘定による」支払いによってのみ考慮されていたと レッド裁判権を含むならば、それは

る。(55)なってしまったという事実によって支持されると思われなってしまったという事実によって支持されると思われなってしまったという事実によって支持されると思われ

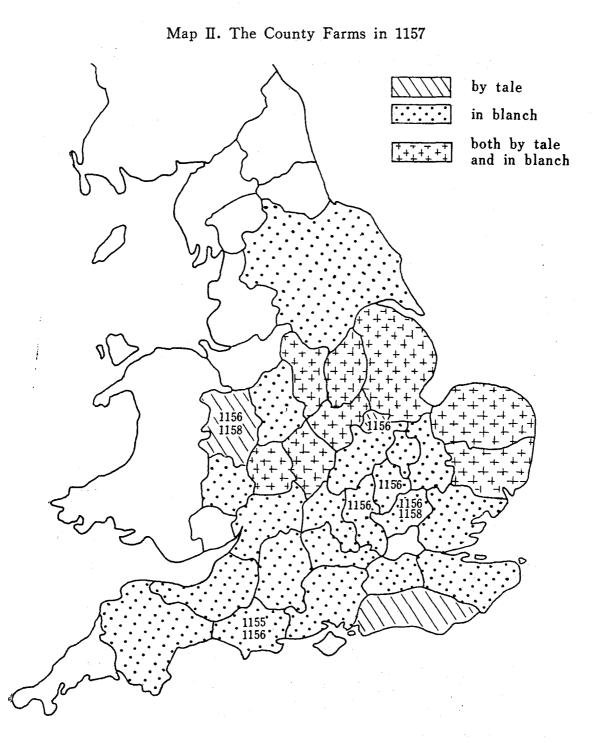
「試金による」支払いに変えられた。ヘンリー二世治世られていたサセクスとシュロップシャーを除き、すぐに れかの年に、ノーフォーク、 請負料が「勘定による (by tale)」支払いで課された までに高度に発展していた財務府の業務慣行の衰退の一 り」課されていたという事実は、 二世治世初期にいくつかの州で州請負料が「勘定に 金により」課されていたと思われる。それ故、 期の残りの期間及びその後には、州請負料は基本的 よる」支払いは、伝統的に「勘定による」支払いが認め かし、地図Ⅱで明らかなように、これらの州の「勘定に セクス、シュロップシャー、サマーセット、デーヴォン、 たように、一一五五年、一一五六年、一一五七年のいず もしれないということを示す証拠がある。 ティーヴン治世期に少なくともいくつかの州において州 述べるが、州請負料は既に一一三〇年には組織的に ラトランドの州請負料は「勘定により」支払われた。 試金により」課され支払われた。そして、後に詳 ヘンリー二世治世初期のパイプ・ロールの中には、ス サフォーク、エセクス、サ ヘンリー一世治世期末 地図Ⅰに示し ヘンリー

Map I. The County Farms in 1155 (with the county farms paid by tale in 1156 or 1157)



Payments not specified for Salop, Sussex and Suffolk in 1155.

史



No records for Bucks & Beds and for Middlesex in the Pipe Roll of 1157. Payments not specified for Dorset, Herts, Rutland and Salop in 1157. By tale and in blanch for Bucks & Beds from 1159, for Northants from 1158 and for Kent from 1159.

Table I. (1) The Method of the County Farm Payment

	1130 (31 Henry I)			1155 (1 Henry II)		
an and an and an and an	old farm	new farm	debt	old farm	new farm	debt
Berks		weight	blanch	<u> </u>	not	
Bucks Beds	tale	weight tale	-	· · · · · ·	<del></del>	
Cambs	<del></del>	weight	<u> </u>		not	
Devon	blanch	weight	blanch		tale	
Dorset	blanch	weight tale	blanch tale	<u></u>	blanch	<del></del>
Essex		weight			tale	s. tale
Glos	blanch	weight	blanch		blanch	
Hants	blanch	weight	blanch		<del></del>	
Herefs					blanch	
Herts	<del></del>	weight	2.26		not	<del></del>
Hunts	, <u></u>	weight			blanch	
Kent		weight tale	blanch tale	<u> </u>		blanch
Leics		weight	*******		blanch	
Lincoln	blanch tale	weight	blanch tale		blanch	
London & M	blanch	blanch	blanch		not	
Norfolk	blanch	weight	<del></del>		tale	tale
Northants		weight			not	
NottsDerby	blanch tale	weight	blanch tale		not	
Oxon			blanch		not	
Rutland		not	not			<del></del>
Salop	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	an and a second	and the second second	<u> </u>	not	
Somerset		<u></u>			tale	
Staffs	blanch	blanch	s. blanch		blanch	
Surrey	<del> </del>	weight			,blanch	
Suffolk	blanch	weight			not	<u> </u>
Sussex		not	not		not	
Warwick	blanch	weight	blanch			
Wilts	blanch	weight tale	blanch tale	-,-	not	blanch
Worcs					not	
Yorks	not	not	not,		blanch	
Cumb	not	not	not	e de la composición del composición de la compos	**********	
Northumb	not	not	blanch	AND THE RESERVE OF THE SECOND	11 - 1	<del></del>
Westm	not	not	not		-	

no record or no figure given; not figure given but not specified

strong surplus in blanch; s. tale surplus by tale; s. not surplus not specified

	Table I.	(2) The Met	hod of the C	ounty Farm	Payment	
	I	.156 (2 Henry	II)	1157 (3 Henry II)		
	old farm	new farm	debt	old farm	new farm	debt
Berks		blanch	not	blanch	blanch	
Bucks Beds		blanch	blanch		- :	<u>-</u>
Cambs	, <del></del>	blanch :	blanch	blanch	blanch	
Devon	s. not	blanch	not	blanch	blanch	blanch
Dorset		blanch			not .	blanch
Essex	s. tale	blanch	blanch	blanch	blanch	
Glos	blanch	blanch	blanch	blanch	blanch	blanch
Hants		blanch	blanch	blanch	blanch	
Herefs	not	silver	not	silver	blanch	-
Herts	2 - <u>146 -</u>	blanch	blanch	blanch	not	
Hunts	blanch	not	blanch	blanch	blanch	not
Kent	blanch	not	blanch	blanch	blanch	s. not
Leics		blanch tale	tale	tale	blanch tale	blanch tale
Lincoln	·	blanch tale	blanch	blanch	blanch tale	blanch
London & M		not	blanch		. <u> </u>	
Norfolk	not	not		not	blanch tale	s. not
Northants		not	s. blanch	s. blanch	blanch	not
NottsDerby	<u></u>	blanch	<u>.</u>		blanch tale	
Oxon	<u> </u>	blanch	blanch	blanch	blanch	blanch
Rutland		tale		<del></del>	not	
Salop		tale	s. not		not	s. not
Somerset		blanch			blanch	blanch
Staffs		not	<del></del>		blanch	not
Surrey		not	s. not		blanch	s. blanch
Suffolk	tale	tale	tale	not	blanch tale	s. not
Sussex		not	not	not	tale	s. not
Warwick		blanch	blanch	blanch	blanch tale	blanch
Wilts	3rd year blanch	blanch	blanch	blanch	blanch	s. blanch
Worcs		not			blanch tale	blanch
Yorks	blanch	blanch		, <del></del>	blanch	s. not
Cumb			and the second		or the second	
Northumb			•			
Westm		-	-	<u> </u>		· . · . · . · · · · · · · · · · · · · ·

面を示しているのである。

よる」支払いが一二二例記録されている。そのため、フ実際には、ドゥームズデイ・ブックの中には、「試金に 「試金による(blanch)」支払いに変えたのであった。 王権の利益を守るために、ほとんど全ての州の請負料を 銀以外の金属を混入すること(debasement)に対しても を切りとること (clipping) に対してばかりでなく貨幣に は、「重量測定による」支払いの不備を発見し、貨幣の端 払いに変えられた。やがて、ソールズベリー司教ロジャ (by weight, ad pensum)」、つまり、貨幣を計量する支 よる (ad scalam)」州請負料は次に「重量測定による (ad scalam)」、つまり、一ポンドにつき六ペンスの追徴 の総計が出され、州長官の州請負料が「定率加算により リー一世治世期に初めて、各州ごとに王領収入の評価額 で王領マナーからの収入は現物で納入されていた。 はなく、金納化が行われるヘンリー一世治世期に至るま 金を加えて納入されるように定められた。「定率加算に ク (Domesday Book) には「試金による」請負料の記述 ・フィッツナイジェルによれば、ドゥームズデイ・ブッヘンリー二世の財務長官 (the treasurer) リチャード が権力を握り、財務府を監督するようになった。彼 ヘン

は考えられてきた。しかし、細かい点を無視するならしば考えられてきた。しかし、細かい点を無視するならしば考えられてきた。しかし、細かい点を無視するならたのはロジャー・オブ・ソールズベリーであったということを示すものと解釈されうる。確かに、ドゥームズデー・ブックの中には、後の時代のものに類似した州長官の請負料に関する証拠がいくらか存在する。しかし、それにもかかわらず、「試金による」州請負料を組織的に確立した。ドゥームズデイの中では州長官の請負料に関する証拠がいくらか存在する。しかし、そのおり、必ずしも州長官が各州の王領の会計報告を独占しているわけではない。その上、一〇八六年以後に確立されたといるわけではない。その上、一〇八六年以後に確立されたといた。それ故、「試金による」州請負料、それどころか、いた。それ故、「試金による」州請負料、それどころか、いた。それ故、「試金による」州請負料、それどころか、いた。それ故、「試金による」州請負料、それどころか、いた。それ故、「試金による」州請負料、それどころか、いるわけではない。その上、一〇八六年以後に確立されたということは明らかである。

パイプ・ロールは、王権がいかに効果的に裁判や「同意ことにより国王収入の増加を試みていた。一一三〇年のは、一一二〇年代に、国王行政全般を組織的に再編するの通常収入は断えず減少し続けていた。そのため、王権一〇八六年以降、非常に多くの王領が譲渡され、国王

スティーヴン治世期における財務府

(agreements)」から収入を得るようになったか、また、(agreements)」から収入を得るようになったのは、が組織的に「試金により」課されるようになったのは、が組織的に「試金により」課されるようになったかというこという事実から判断するならば、州請負料の額が一一二という事実から判断するならば、州請負料の額が一一二という事実から判断するならば、州請負料の額が一一二という事実から判断するならば、州請負料の額が一一二という事実から判断するならば、州請負料の額が一一二という事実から判断するならば、州請負料の額が一一二という事実から判断するならば、州請負料の額が一一二という事実から判断するならば、州請負料の額が一十二という事実から判断するならば、州請負料の額が一十二という事実がら判断するならば、州請負料の額が一十二という事実がら判断するならば、州請負料の額が、また、当時に対している。

織的に「試金により」課されていたのは明らかである。により(by weight)」納入されていた。そのため、ラにより(by weight)」納入されていた。そのため、ラにより(by weight)」納入されていた。そのため、ラにより(by weight)」納入されていた。そのため、ラにより計算されていた(reckoned in blanch)」かもしれないが、ヘンリー二世治下のような体系的な「試金による」州請負料の支払いは一一三〇年と一一三九年のロよる」州請負料の支払いは一一三〇年と一一三九年のロルないが、ヘンリー二世治下のような体系的な「試金にれないが、ヘンリー二世治下のような体系的な「試金にれないが、ヘンリー二世治下のような体系的な「試金にれないが、ヘンリー二世治下のような体系的な「試金にれないが、ヘンリー二世治下のような体系的な「試金により」により、(36)の中では既に州請負料が「重要測定に、一一三〇年に、いくつかの州を除き、州請負料が「重要測定という。

えるようになったのかもしれない。 (39)に注意し納入された貨幣の重量を計るだけで十分だと考 貨幣の銀の含有量が改善されたため、財務府の役人は、る。一一二五年の大規模な鋳貨改革の後イングランドの られていたという事実は、それが基本的には「試金によ り」支払われた理由を説明するのは困難な問題である の「不足額」は全て「試金による」支払いで記録されて り」支払われた州請負料と「勘定により」支払われた州 が、一一三〇年のパイプ・ロールの中では、「試金によ り」納入されるべきだと考えられていたことを暗示す が、その時既に州請負料が組織的に「試金により」課せ いるのである。一一三〇年に州請負料が「重量測定によ 金による」支払いと「勘定による」支払いで記録されて 請負料の「納入不足額」と「納入余剰額」はそれぞれ「試 は実際に納入されたものと同じ支払い方法で記録された 「納入不足額 (debts)」もしくは「納入余剰額 (surplus)」 国王の利益を護るためには貨幣の端を切り取ることのみ いるのに対し、「重量測定により」支払われた州請負料 何故なら、パイプ・ロールの中では基本的に州請負料

より』払われたにせよ「重量測定により』払われたにせヘンリー一世治世後期に州請負料が基本的に「試金に

は、即位後できる限り早く「勘定による」州請負料を「試(4))(銀)を特権の賦与を認めようとしなかったへンリー二世 (4) 定による」州請負料は疑いもなく財務府の業務慣行 中の「勘定による」州請負料は必ずしも財務府の完全な ら、確かに財務府業務のある程度の混乱が見られるにも 年以後)に起こったと思われる。何故なら、祖父ヘンリ 退を意味する。この「勘定による」支払いへの後退はス 五三年の和平協定によって権威・権力を回復した後、 料を納めていなかったとしたら、 る。もし州長官が内乱期にどちらの側に対しても州請負 れらの「勘定により」州請負料が納入された州なのであ の会計報告が引き続いて行われたと考えられるのは、こ 女帝マティルダに対してブリストル(Bristol)で財務府 に対してウェストミンスター (Westminster)で、また、 もしくは一一四一年以後においても、多分スティーヴン 崩壊を意味しないのである。それどころか、一一三九年 かかわらず、ヘンリー二世治世初期のパイプ・ロールの 金による」支払いに変えているからである。 ー一世治下の秩序の回復を宣言し、「王位篡奪者」による ティーヴン時代の内乱期(一一三九年もしくは一一四一 ヘンリー二世治世初期のパイプ・ロールの中の スティーヴンは、 しかしなが の後 内

り、彼は当然行政の失字の可复ころのこであらう。する(3) of Blois, Bishop of Winchester)の取りなしによって、 びウィンチェスター司教へンリー・オブ・ブロア(Henry 請負料の「納入不足額(debt)」として「試金による三ポ Earl of Wiltshire) が一一五四年のウスルトシャーの州 プ・ロールの中にウィルトシャー伯パトリック (Patrick たということは、 府の通常の会計報告が一一五四年のミクルマスに開 ぐというものであった。この協定によりイングランドに された。その内容は、スティーヴンが死ぬまで国王とし が約され、続いてウェストミンスターで和平協定が締結 ディー公へンリー・オブ・アンジューの間で内乱の終結 ウィンチェスターにおいて国王スティーヴンとノルマン る」州請負料の支払いを許すということは考えられな その治世初期にいくらかの州長官に対して「勘定によ 払うよう要求できたであろう。そして、ヘンリー二世が 乱以前の状態として彼らに州請負料を「試金により」支 て治め、 セーオボルド(Theobald Archbishop of Canterbury) 及 ったであるう。一一五三年一一月、カンタベリー大司教 彼は当然行政の秩序の回復に努めたであろう。財務 ヘンリーが彼の相続人(heir)として王位を継 明らかと思われる。一一五六年のパイ

ンド・一二シリング・三ペンス(#3 12s 3d blanch)」の会計報告を行っている記述があることから、一一五四の会計報告を行っている記述があることから、一一五四の会計報告を行っている記述があることから、一一五四に州請負料の額及び支払い方法はこの財務府の会計五年の州請負料の額及び支払い方法はこの財務府の会計五年の州請負料の額及び支払い方法はこの財務府の会計和告の際に決定されたと考えられるが、もしそれ以前に州長官が全く会計報告を行ったことがなければ、スティーグンはその時彼らの州請負料を「試金による」支払いで要求できたであろう。

ともに、エセクスの州長官職を与えている。これらの特になった。 ニャンドン及びミドルセックスの州長官職とされた有名な特許状は、彼にかつて彼の祖父(一一〇〇ティルダによってジュフリー・ド・マンドヴィルに発行すれた有名な特許状は、彼にかつて彼の祖父(一一〇〇十二十分ン治世期に「勘定により」払われたことを示す証拠しずなくともエセクスに関する限り、州請負料がスティッなくともエセクスに関する限り、州請負料がスティッなくともエセクスに関する限り、州請負料がスティッない。

る。それ故、この「勘定による三〇〇ポンド(#300 by)らエセクスの州請負料は、「勘定による」ものと思われ る」ものと同じであった。また、一一〇〇年以前のものであった。「重量測定による」請負料は事実上「試金によのは「重量測定による五三九ポンド(£539 by weight)」 シー ド」としてジェフリー・ド・マンドヴィルによって請け tale)」は明らかに多大な譲歩である。しかし、この譲歩 と同額と見なされている一一四一年の三〇〇ポンドとい に関してジェフリーを引き継いだリチャード・ド・ル エセクスの州請負料はその後も「勘定による三〇〇ポン に発行された国王特許状の中で再確認されているため、 がスティーヴンが捕囚から解放された直後のクリスマス 状」の中で、エセクスの州請負料は三〇〇ポンド、また、 反乱の後、 負われていたと考えられる。一一四四年のジェフリー よる六四五ポンド(と645 blanch)」であり、一一三〇年 ンリー二世治世期のこの二州の請負料の合計は「試金に ハーフォードシャーは六○ポンドと明記されている。へ(48) 普通エセクスとともに会計報告されることになっていた 許状のうちで最も詳細な所謂「マティルダの第二特許 (Richard de Luci) によって納入されたようであ エセクスの州請負料は、多分、行政上の事項

ば、 いう事実によっても確証されるのである。さらに、これ女帝マティルダの支配下にあった地域に位置していると 測は、 る。ヘンリー二世治世第一年(一一五五年)に、リチャ(33) 年に州請負料を「試金により」支払った州も地理的に規 らの「勘定による」支払いの州ばかりでなく、一一五五 引き続いて行われていたと考えられるのである。この推 ーヴン治世期の慣行の延長と見なされるべきであろう。るならば、治世第一年の「勘定による」支払いはスティ 彼が請負料を「試金により」納入している事実を考慮す ノーフォーク(そして多分リンカンシャーとヨークシャ の会計報告が「アナキー」と呼ばれる時代においてさえ に州請負料が ド・ド・ルーシーはエセクスの州請負料として「勘定によ tale)」を払い込んでいる。治世第二年(一一五六年)以降 る九四ポンド・| 二シリング・二ペンス(乗94 12s 2d by 的な分布をしている。この二種類の州を合わせるなら これまで議論してきたように、ヘンリー二世治世初期 サセクス、ケント、サリー、エセクス、サフォーク、 オン、ドーセット、サマーセット、ウィルトシャー、 がイングランド東部でまとまった地域を形成し、デ これらの州が全て内乱期にスティーヴンもしくは 「勘定により」納入された州では、財務府 1

ヤル ど深刻ではなかったということを意味するのである。 ゲ 的考えでは、一一五六年のパイプ・ロールの中のデイン く一致している。「アナキー」時代の地理に関する伝統 明らかにされた「アナキー」時代の政治地理と非常によ 帝マティルダが「アナキー」の時代にも比較的効果的に 故、この東西二つのまとまった地域は、スティーヴンか女 残っていないダービーシャー、ラトランド、ウォーリック 内乱期にこれらの州においては行政上の混乱は他の州 グロスターシャー、 廃を示すものと理解され、より多くの「荒地」の記録を の州の地理的分布は、最近エドマンド・キングによって 行政を掌握していた州と見なすことができるであろう。 ンプシャーと比べるならば、より一層明確となる。それ シャー、ベッドフォードシャー、バッキンガムシャ のことは、これらの州を一一五五年のパイプ・ロー これらの州で「試金による」か「勘定による」かがステ つのまとまった地域を形成しているのが明らかとなる。 ィーヴン治世期直後から明記されていたという事実は、 ルド徴収記録に見られる「荒地(waste)」は物理的慌 以上の「試金による」支払いと「勘定による」支払い スタフォードシャーがイングランド西部でもう一 ヘリフォードシャー、 シュロ ッ プン の ほ

註

域であると主張した。この二種類の証拠を突き合わせるし続けた場所は、彼らの支配がそれぞれ効果的だった地 持つ州はより深刻な「アナキー」を蒙った地域と考えら 高いと考えられるのである。 <sup>(61)</sup> 務府がある程度の秩序を保って維持されていた可能性が さらに古銭学上の資料を行政的支配の証拠として利用 乱が少なかったことを意味するというのである。彼は、 課額の不明な部分を意味するために使われた語であると 理的慌廃を意味するのではなく、むしろデインゲルド賦 果的に支配された二つのまとまった地域が現れるのであ と、スティーヴンと女帝マティルダによってそれぞれ効 指摘した。つまり、「荒地」の量が少ないのは行政上の混 のデインゲルド徴収記録の「荒地」の記述は必ずしも物 れてきた。しかし、エドマンド・キングは、一一五六年 で、西部イングランドでは女帝マティルダのもとで、財 においても、東部イングランドではスティーヴンのもと 致するのである。それ故、「アナキー」と呼ばれる時期 る」支払いと「勘定による」支払いの州の分布とほぼ一 る。この二つの地域は、本稿で明らかにした「試金によ マティルダやヘンリー・オブ・アンジューの貨幣を発行 し、内乱期を通じてスティーヴンの貨幣を、また、女帝

財務府に関する基礎的な事実については、邦文では、S・B・クライムズ(小山貞夫訳)『中世イングランド行政史概説』(創文社 一九八五年)、三七―四四頁、六七―八八頁、及び、佐藤伊久男「イングランドにおける財務府の成立について」服藤弘司、小山貞夫編『法と権力の史的考察――世良教授還暦記念』(創文社 一九七七年)、三二七―三五五頁所収、及び、都築彰「十二世紀イングランドの王家政と財務府」『一橋論叢』九五巻、三号(一九八六年)、三五九―三七四頁を、また、英文では、R.L.Poole, The Exchequer in the Twelfth Century (Oxford 1912, rep. London 1973), H. Hall, Introduction to the Study of the Pipe Rolls (Pipe Roll Society, London, 1884), do., The Antiquities and the Curiosities of the Exchequer (London 1898) を参照。

(→) E.J. Kealey, Roger of Salisbury, Viceroy of England (Berkeley and London), pp.37f. C. Johnson and H. A. Cronne (eds), Regesta Regum Anglo-Normannorum vol.ii, (Oxford 1956), no.963. C. W. Foster (ed.), The Registrum Antiquissimum of the Cathedral Church of Lincoln vol.i, (Lincoln Record Society, Lincoln 1931), no.32. 'H. rex Anglorum: baronibus

vol. ii, no. 1514)'; 'Henricus rex Angl' Ricardo epis ut ita inde constringas vicecomitem ut eas reddat eis dedit de firma Ciuitatis Exonie. Et precipio uobis ecclesiam suam de Winton' noctu et armis, et nis copo de London' sal'. Mando tibi ut facias plenum eis sicut faceretis de mea propria firma. Teste Gau Trinitatis Lond' videlicet xxv libras blanchas quas Regina vxor mea dedit et cocessit Canonicis Sancte Sarisbirie 7 Ranulfo cancellario apud Westmanaste sicut pater meus precepit. Testibus Rogero episcopo quod inde habui ad opus filie mee, sed sit ita quieta de scaccario salutem. Sciatis quod nolo ut terra sancte Davies (ed.), The Cartae Antiquae Rolls 11-20, frido de Clint.' Apud Wint'. (c. 1127) (J. Conway me concessisse esse stabile donum quod Matildis History and Antiquities of the Exchequer of the rium、マードックスは、財務府に関する証拠として、へ rectum abbati Westm' de hominibus qui fregerunt (Pipe Roll Society, London 1960), no. 400, Regesta resberiensi et Baronibus Scaccarii Salutem. Sciatis Kings of England 2nd ed. (1769), vol.i, pp. 179 Marie Linc' sit in consuetudine propter auxilium ンリー一世の特許状を二枚挙げている。T. Madox, The 'Henricus Rex Anglorum Rogero Episcopo Sa-

> を機会にロジャー・オブ・ソールズベリーの指導のもと F. E. L. Carter and D. E. Greenway, Oxford Medieval Henry I (Cambridge 1986), pp. 41-3. れたと思われる。 The Government of England under による中央での会計報告そのものは一一世紀末に確立さ に導入されたと、Judith Green は考えている。州長官 Text (Oxford 1983). 財務府の最も重要な要素である no. 31, Regesta vol. ii, no. 1538)' Cf. Richard fitz audiam clamorem inde pro penuria recti. T' etc. チェス版状の計算布は、一一一〇年にこの援助金の徴収 Exchequer, ed. by C. Johnson with corrections by Nigel, Dialogus de Scaccario: The Course of the Abbey under Norman Rule (Cambridge 1911), p. 149. Crispin Abbot of Westminster: A Study of the (July 1108×1127) J. Armitage Robinson, Gilbert feceris, barones mei de scaccario faciant fieri, ne

(2) J.Hunter (ed.), Magnum Rotulum Scacarii, vel Magnum Rotulum Pipae, de Anno Tricesimo-Primo Regni Henrici Primi (Record Commission, London 1833). 以下 Pipe Roll, 31 Henry I と略す。 一一三 〇年のパイプ・ロールは、古くはスティーヴン治世期第 五年(一一四〇年) のものと考えられていた。そのため、 エティーヴン時代の「アナキー」の中でも財務府が正常に機能していたという印象を与えるような記述がしばし

近ばかないらた。Madox, The History and Antiquties of the Exchequer, vol.i, pp.164, 179, 206, 277, 327 and passim.

(3) 但し、一一三六年の Norman Exchequer Roll が一八 Worman Institutions (Cambridge, Mass., 1918), pp. 105, 126. もしこれが事実とすれば、当然、イングランドでもスティーヴン即位直後にパイプ・ロールが存在したと考えてよいであろう。しかし、註(2)で述べたように、一一三〇年のパイプ・ロールが以前誤って一一四〇年のものと見なされていたということを考慮するならず、この Norman Exchequer Roll が実際に一一三六年のものであったとは必ずしも言い切れないのである。財務府が政治的混乱のために実際に機能を停止した例としては、マグナ・カルタ前後の一二一五年から一二一七年までがある。クライムズ、『イングランド行政史概説』、九八頁。

降のパイプ・ロールはほぼ完全に残っており、一三世紀のパイプ・ロールのオリジナルは残存しておらず、一三世紀にオリジナルから作成された抜粋が存在するのみである。それは、H. Hall (ed.), The Red Book of the Exchequer vol.ii, Rolls Ser. (London 1886), pp. 648-58 に印刷されている。治世期第一年(2 Henry II)以 へンリー二世治世期第一年(1 Henry II)に関しては、

に至る分まで Pipe Roll Sociesy により刊行されている。 Pipe Rolls, 5……Henry II (Pipe Roll Society, London 1884…)。但し、ヘンリー二世第二、三、四年のパイプ・ロールは、J. Hunter (ed.), The Great Rolls of the Pipe for the Second, Third and Fourth Years of the Reign of King Henry the Second (Record Commission, London 1844) として刊行されている。以下、パイプ・ロールは治世期年度により引用する。

- 頁。(下)、『史学』五六巻二号(一九八六年)、八五―一一五(下)、『史学』五六巻二号(一九八六年)、八五―一一五会と国家―一一三九年の司教逮捕事件とその結末―」(4) 拙稿「スティーヴン治世期王位継承の内乱における教
- (5) G.J. White, The Restoration of Order in England 1153-1165 (University of Cambridge Ph. D. thesis 1974), p.217. H.G. Richardson and G.O. Sayles, The Governance of Mediaeval England from the Conquest to Magna Carta (Edinburgh 1963), pp.258f. H.A. Cronne, The Reign of Stephen: Anarchy in England 1185-1154 (London 1970), pp.222-4. 一会計年度全部について会計報告がなされた州は、Wiltshire, Berkshire そして多分、Essex、Staffordshire, Surrey、Northamptonshire, Dorset, Worcestershire, Lincolnshire である。リチャードソンとセイルズは、これらの州の分布には規則性がないと指摘している。財務府の会

- リー二世は一一五四年一二月一九日に戴冠された。スティーヴンは一一五四年一〇月二五日に死去し、ヘン計報告は毎年 Michaelmas(九月二九日)に行われた。
- (6) たとえば、一一六一年においてさえ、Oxfordshire quer, vol. ii, p. 658. Pipe Roll, 7 Henry II, p. 17. が、一一六一年に「国王スティーヴンが死去した時点か 負料を納入している。The Red Book of the Exche mortuus fuit usque ad pasca proxime sequens)」の請 ら次の復活祭まで〔つまり、一一五四年一〇月二五日—一 五五年には半年分の会計報告を行っているだけである と考えるべきであろう。London & Middlesex は一一 どを通して財務府以外の場所で請負料の残りを受領した な事例では、ヘンリーは多分褒所部(the Chamber)な は 15s. surplus となっている。 ibid., p. 32. このよう 告を行っているにすぎないが、その年の州請負料の収支 Peter は Northamptonshire について三ヵ月分の会計報 一五五年三月二七日)(de termino quo Rex Stephanus Roll, 7 Henry II, p. 25. また、同じ年に、Simon fitz-は九ヵ月分の会計報告を行っているにすぎない。 Pipe
- ている。The Red Book of the Exchequer, vol.ii, p. Chester は Sussex の州請負料の一部を寝所部で支払ったehester は Sussex の州請負料の一部が寝所部(the Chamber)を通して納ったいる。The Red Book of the Exchequer, vol.ii, p.

654. 即位直後の一一五五年初期には、ヘンリー二世は、the Exchequer や the Treasury での時間のかかる手続きを使用することなくより迅速に金銭を手に入れる必要 of Chichester (1147-1169) and Henry II、English Historical Review vol. lxxviii (1963), pp. 213f.

- (8) 一一五五年に Guido fitzTyece は Hertfordshire のいる。しかし、Henry of Essex が「残りの半年分のいる。しかし、Henry of Essex が「残りの半年分のはe alia medietate)」州請負料を払っている。The Red Book of the Exchequer, vol.ii, p. 651. また、William de Boketon は the borough of Northampton の請負料の九ヵ月分として一〇ポンドを財務府で、六五ポンドを寝所部で納入している。そして、Earl Simon de Senlis 目は多分ノーサンプトンの請負料もしくはその会計報告の権利をスティーヴンによって譲与されていたと思われる。しかし、この権利はヘンリー二世の即位時に破棄されたのであろう。Cf. W. Farrer, Honours and Knight's Fees vol.ii, (London 1924), p. 298.
- こでは論じないが、それは内乱期を通して William of shire, Yorkshire である。ヨークシャーについては、こ

スティーヴン治世期における財務府

配下にあった。 Aumale, Earl of York のもとで一応スティーヴンの支

10 ) 一一四一年以降ウィリアム・オブ・イープルはスティ sui, Flandrenses ita exosos habuit, ut castella ei ドル人を非常に憎んでいたため、彼らの城や砦を根こそ しかし、ヘンリー二世は、「自分の治世の初めに、フラン of the Anarchy (London 1982), pp. 274f. おお、 1 | naret.)° J 'Ex Genealogia Comitum Flandriae' in privaret, ac cum ipso Willelmo ab Anglia elimi-ぎ破壊し、彼らの所領を取り上げ、彼らをウィリアム 上州長官もしくは伯としてそれを支配したと思われる。 により納入されている。 The Red Book of the Chichester により、ケントの州請負料は Ralph Picot and J.H.Round, Geoffrey de Mandeville: A Study English Sheriff to 1300 (Manchester 1927), p. 108 ていたかもしれない。Cf. W.A. Morris, The Medieva 411-5, quatation from p. 413. しかし、ウィリアム・オ Gaules et de la France, vol. xiii, (Paris 1869) pp. Léopold Delisle (ed.), Recueil des Historiens des munitiones eorum funditus everteret, possessionibus 〔・オブ・イープル〕とともに追放した (qui initio regni ーヴンによってケントを委ねられ、一一五四年まで事実 五五年のサセクスの州請負料は Hilary Bishop of ブ・イープルは一一五五年にもイングランドにとどまっ

Exchequer, vol. ii, pp. 648, 654.

11 また、もう一人の執事 Osbert of Westbury がグロスタ Maurice of Hereford がヘリフォードシャーに関して、 思われる。)。ロジャーはやがて屈服し、グロスター修道 その城に関する争いは当然州長官職にも関係していたと を起こした (この時代には、州都 (the county town) をすぐに覆したために、ロジャーはその年の三月に反乱 有し続けることを認めた。しかし、ヘンリーがこの決定 立があった。ヘンリーは最初これらの城をロジャーが保 presented to D. M. Stenton, ed by P. M. Barnes (Pipe には、ウォルターがグロスターシャーとヘリフォードシ ーシャーに関して財務府で会計報告を行っている。一一 院に引き籠った。その年のミクルマスには、彼の執事 の城は州長官職と関係することが多かった。そのため、 Roger Earl of Hereford' in Medieval Miscellany ター城とヘリフォード城とともにヘリフォード伯位とグ 家督(inheritance)のみを相続し、国王は恐らくグロス 五五年末にロジャーは死去し、その弟 Walter が父方の ャーの州請負料の会計報告を行っている。R.H.C. Davis ロスター市を手中に保持した。一一五六年のミクルマス フォード城に関して、ヘンリー二世とロジャーの間で対 The Treaty between William Earl of Gloucester and 一一五五年に、ロジャーの所領とグロスター城及びヘリ The Red Book of the Exchequer, vol. ii, p. 650

D. Walker, 'Charters of the Earldom of Hereford of Torigni), Rolls Ser. 82 (London 1889), pp. 184f. ministration in Englad (Oxford 1937, rep. London pp. 70-76, and N. Denholm-Young, Seignorial Adin Camden Miscellany vol. xxii (Camden Society, II, and Richard I, vol. iv (The Chronicle of Robert Roll Society, London 1962), pp. 114f. R. Howlett, ゆあった。Cf. B. English, The Lords of Holderness はバロンが所領経営のために私的な sheriff を置くこと された可能性もあり、また、一二、一三世紀の大所領で しれない。但し、この二枚の特許状が一一五五年に発行 ため、既にスティーヴン治世期に州長官であったのかも nos.17, 18 を sheriff (vicecomes) として認証している London 1964), p. 9. モーリス・オブ・ヘリフォードは、 (ed.), Chronicles of the Reigns of Stephen, Henry 1963), pp. 46-53. 1086-1206: A Study in Feudal Society (Oxford 1979), 'Charters of the Earldom of Hereford' の中の特許状

- Cronne, The Reign of Stephen, p. 223. The Red Book of the Exchequer. vol. ii, p. 658
- (3) White, The Restoration of Order in England ser. vol. xxii (1898), pp. 128ff. Transactions of the Royal Historical Society new 1153-1165, pp. 214f. G. J. Turner, 'The Sheriff's Farm

スティーヴン治世期における財務府

粋のほうでは 36 9s. 5d. blanch and 40s. by tale ジナルの「不足額」が 26 9s. 5d. blanch なのに、抜 可能である(本稿五八頁参照)。ハンプシャーは、オリ 額 (debt)」のいずれか一方の支払い方法が脱落している Hertfordshire, Wiltshire, Hampshire, Yorkshire S リジナルの存在する治世期第二年のパイプ・ロールにつ 時に生じたと考えられるかもしれない。しかし、彼はオ みで、そのオリジナルは残存していない。それ故、支払 である。The Red Book of the Exchequer vol. ii, pp となっている。それ故、完全な相違はヨークシャーのみ だけなので、その州の請負料の支払い方法を知ることは みに異同が見られる。しかし、エセクス、ハーフォード にほとんど忠実に転写している。その中では、Essex, いても第一年と同程度の詳しさの抜粋を作成しており、 い方法の脱落は、スウィアーフォードが抜粋を作成した II) のパイプ・ロールである。これは、アレクサンダー・ 658-81. Pipe Roll, 2, 3, and 4 Henry II, pp. 3-68. シャー、ウィルトシャーでは州請負料の支払いか「不足 オリジナルの中で記述されている支払い方法をその抜粋 スウィアーフォードによる一三世紀の抜粋が存在するの 支払い方法の脱落が最も多いのは一一五五年(1 Henry

(15) Dialogus de Scaccario, p. 50. フィッツナイジェル の言明は、今日では、財務府の業務慣行の詳細な点のみ が失われたと解釈されている。

- (年) H.A. Cronne and R.H.C. Davis (eds.), Regesta Regum Anglo-Normannorum vol. iii (Oxford 1968).
- (\(\begin{aligned}
  \begin{aligned}
  \begin{alig
- et ministris suis Exonie salutem. Sciatis me conces scopo Wintoniensi. Apud Westmonasterium.' しかや et eisdem terminis quibus reddere solebant. Teste epiannis sicut unquam melius et plenius reddite fuerant, regina (Mathildis) eis dedit in vita sua. Et volo et de redditu ipsius regine in Exonia, quas predicta ibidem deo famulantibus pro anima Mathildis regine sisse ecclesie Sancte Trinitatis Lundonie et canonicis et fidelibus suis Devenescire et omnibus burgensibus vicecomiti et prepositis Exonie et omnibus baronibus 事実上引き写したものである。下記註(19)を参照。 no. 1493, Cartae Antiquae Rolls 11-20, no. 399.) & firmiter precipio quod v(icecomes qui)cumque sit vel conjugis (H. regis) xxv libras ad scalam (per annum) Willelmo Exoniensi episcopo et Ricardo filio Baldwini この特許状はヘンリー一世の特許状(Regesta vol.ii, (fuerit) in Exonia eas reddat ipsis canonicis singulis Regesta vol. iii, no. 500. 'Stephanus rex Anglorum
- 率の追徴金を加えて払う方法のことである。マティルダに試金することなく、一ポンドにつき六ペンスという定(9) ad scalam とは、blanch と指定されている額を実際

gelo de Albinn' et Gaufrido de Clinton'. Apud Por 中で 25 ad scalam と記されているが、他の特許状 あったと見なすことができる。但し、ヘンリー二世治世 plenius reddite fuerunt. Et eisdem terminis quibus quicumque sit vel fuerit in Exonia eas reddat ipsis vita sua. Et uolo et firmiter precipio quod vicecomes ad Scalam per annum de redditibus ipsius Regine in pro anima Matildis Regine Coniugis mee xxv libras prepositis Exon' et Omnibus Baronibus et fidelibus suis no. 1493, Cartae Antiquae Rolls 11-20, no. 399.) O 時期には、blanch と ad scalam は現実には同じもので reddi solebant. Testibus Gaufrido Cancellario et Ni Canonicis singulis annis sicut umquam melius et Exonia quas predicta Regina Matildis eis dedit in Exon' salutem. Sciatis me concessisse ecclesie Sancte Deuenescire et omnibus Burgensibus et ministris suis Episcopo et Ricardo filio Baldwini vicecomiti et 5° Henricus Rex Anglorum Willelmo Exoniensi 番目の特許状は、上記註(1)参照。最初の特許状は次の通 20, (no. 400.)の中では 36.25 blanch と記されている。() の譲与は、ヘンリー一世のある特許状(Regesta vol.ii, tesmudam. (probably 1123, or 1127).) それ故、この Trinitatis Lond' et Canonicis ibidem deo seruientibus (Regesta vol. ii, no. 1514, Cartae Antiquae Rolls 11-

quer' in The Commune of London and Other Studies de Scaccario, p. 41 を参照。但し、その全てが信用で のホーリー・トリニティーへの譲与額が by tale によっ London 1899), pp. 85-7. Poole, The Exchequer in the i, pp. 275-7. J. H. Round, 'The Origin of the Exche きるわけではない。 ナイジェルの ad scalam の説明については、Dialogus 慮されるようになったということを示唆する。フィッツ 治世期には財務府の会計報告が by tale によってのみ考 て記録されるようになったという事実は、スティーヴン The History and Antiquities of the Exchequer vol ら、ホーリー・トリニティー小修道院への譲与額はパイ 期においては、blanch と指定された額を tale で払う場 Twelfth Century, pp.30-3. ヘンリー二世治世期にこ 主張したが、結局それは受け入れられなかった。Madox (the farmer) は 12s. 6d. の追徴金を払う必要はないと いる。一一八〇年の鋳貨改革の後、 ブ・ロールの中で 25 12s. 6d. by tale と記録されて ス)の追徴金が課された。ヘンリー二世治世期第二年か 合には、一ポンドにつき一シリング(つまり、一二ペン エクセターの請負人

- (%) Round, Geoffrey de Mandeville, pp. 98-100, 154 Regesta vol.iii, nos. 274, 275. 276.
- 司) Round, Geoffrey de Mandeville, p.99.
- Regesta vol. iii, no. 628. Cf. Dialogus de Scaccario

スティーヴン治世期における財務府

- 内乱における教会と国家」(下)、一〇〇頁、註(3)参照。pp.32-3. また、拙稿「スティーヴン治世期王位継承の
- (\aappa) Dialogus de Scaccario, pp. 29 f., 85 f. Turner, 'The Sheriff's Farm', pp. 135 f.
- (A) F. Libermann (ed.), Die Gesetze der Angelsachsen the Reign of Edward the First, 9th ed. revised by Constitutional History from the Earlist Times to 年のミクルマスと一一三三年八月の間に発行されたと考 numerum'であり、他に'ad compotum'の事例がある H. W. C. Davis (Oxford 1913), pp. 128-30. この特許状 Select Charters and Other Illustrations of English 78, and C. N. L. Brooke and G. Keir, London 800-Society of Archivists vol. 4 (no.7) (1973), pp. 558 の特異な点の一つであろう。この特許状は従来一一三〇 しかし、この時代の財務府の用法は'numero'か'ad firmam pro ccc libris ad compotum)」を認めている。 の請負料で保有すること(tenendum Middlesexe ac は、ロンドン市民が「ミドルセックスを 26 300 by tale I's Charter for the City of London' Journal of the 最近、C.N.L. Brooke, G. Keir and S. Reynolds, 'Henry えられてきたが、この年代と特許状の真正性そのものが かどうか筆者は知らない。これも、このロンドン特許状 Band I. (Halle 1906), pp. 524-6. W. Stubbs (ed.), 1216: The Shaping of A City (London 1975), pp. 207

ff. によって疑問視された。しかし、ホリスターは、この新説に対して伝統的考えを擁護した。C.W.Hollister, 'London's First Charter of Liberties: Is It Genuine?' Joulnal of Medieval History vol.6 (1980), pp. 289-306. 筆者自身は、ホリスターの議論のほうがより説得力があると考える。 州請負料がわざわざ ad compotumと明記されている事実は、ホリスターが考えるように、この特許状がスティーヴン治世期よりもヘンリー一世治世期に発行された可能性のほうが高いということを暗示せ期に発行された可能性のほうが高いということを暗示する。

## (25) 上記註(18)、(19)を参照。

(26) 当該のパイプ・ロール及び Dialogus de Scaccario, p. 43 を参照。ノーフォーク、サフォーク及び他のいくつかの州では、州請負料は blanch と tale 両方の支払いに変えられた。しかし、これらの場合には、州請負料は 増加額のみが tale で課された。Turner, 'The Sheriff's Farm' pp. 122-4. たとえば、一一五六年のレスターシャーのパイプ・ロールは、州請負料に関して次のように記録している。'In thesauro LV libras et VI solidos blancos. Et XV libras numero de Cremento Comitatus.' Pipe Roll, 2, 3, and 4 Henry II, p. 45. 上記註(14)も参照。

(27) 本稿五八頁参照。 実際の過程では、 blanch で課され

た額は、実際に試金を行い銀の含有量の不足分を補って支払われるか、もしくは、試金を行わず一ポンドにつきしかりと同じものだったのである。しかし 重要 な点は、州請負料が基本的には blanch で課されており、それが組織的な試金の方法の存在を前提としていることである。 いかい 重要な点は、州請された。 by tale で課された請負料は常に by tale で支払われた。 by tale で講された請負料は常に by tale で支払われた。 by tale で講された請負料は常に by tale で支払われた。 by tale で講された請負料は常に by tale で支払われた。 by tale で課されることは、実際には課された。 ない 特に貨幣の銀の含有量が低かった時期には、請負料を by tale で課されることは請負人にとって大きな特権を by tale で課されることは請負人にとって大きな特権を by tale で課されることは請負人にとって大きな特権であった。 財務府における試金の実際の行程についてであった。 財務府における試金の実際の行程についていることは、 Pialogus de Scaccario, pp. 36-8, 40. を参照。

- (2) Nigel of Ely は彼の父親であり、Roger of Salisbury
- (2) Dialogus de Scaccario, pp. 14, 40-3.
- (%) S.P.J. Harvey, 'Royal Revenue and Domesday Terminology' *Economic History Review* 2nd ser. vol. xx (1967), p. 224.
- (돐) Round, 'The Origin of the Exchequer', pp.65-7, 93. F. Barlow, William Rufus (London 1983), p. 227.
- (32) Dialogus de Scaccario Q編集者 Charles Johnson

あろう。」 Dialogus de Scaccario, p. xl. 地の記述がないというフィッツナイジェルの言明は後の 時代の挿入であると考え、次のような結論を下してい る。「我々は、『対話』の中の州請負料を試金する制度の 時代の挿入であると考え、次のような結論を下してい は、ドゥームズデイ・ブックの中に blanch による支払

(3) Round, 'The Origin of the Exchequer,' pp. 72-3 ad pensum de civitate et de dominicis Maneriis regis pro summario et X libras pro accipitre et C solidos solidos pro omnibus quae ad mel pertinebant. Modo et cum regalibus Manerijs reddebat LXV libras et Regis Edwardi vicecomitatus de Warwic cum burgo comitatu vero reddit XVII libras ad pensum.' D. B. 238. 'Inde reddit vicecomes XXIII libras et V solidos reginae pro gersumma.' D.B. (Warwicks), vol.i, f. XXIII libras pro consuetudine canum et XX solidos tatus reddit per annum CXLV libras ad pondus et inter firmam regalium Maneriorum et placita comi Demesne' History vol. 64 (1979), p. 349. 'Tempore J.A. Green, 'William Rufus, Henry I and the Royal (Worcs), vol. i, f. 172. D. B. vol. i, ff. 154, 219, 230 🎜 reddit CXXIII libras et IIII solidos ad pensum. De XXXVI sextaria mellis aut XXIIII libras et VIII

**於照** 

- (%) Green, 'William Rufus, Henry I and the Royal Demesne,' pp. 348f., Government of England under Henry I, p. 42.
- (35) 一一二〇年代の国王行政の再編に関しては、ラウンドを含めてほとんどの歴史家が同意する。Round, 'The Origin of the Exchequer', p. 93. Barlow, William Rufus, p. 227. Dialogus de Scaccario, pp. xxxix-xl (Charles Johnson's introduction). J. A. Green, 'Praeclarum et Magnificum Antiquitatis Monumentum: the Earlist Surviving Pipe Roll', Bulletin of the Institute of Historical Research, vol. lv (1982), pp. 13f., 'William Rufus, Henry I and the Royal Demesne', p. 349, and Government of England under Henry I, pp. 61-6. グリーンは、州請負料が調整されたのは一一二六年三月の少し前であったと具体的に述べているが、その時点ではまだ「試金による」州請負料は本格的には導入されていなかったと考えているようである。ibid., pp. 63f.
- (第) Round, 'The Origin of the Exchequer', pp.92-3 Exactory Roll 以りよわば' *Dialogus de Scaccario*, p.65 を参照。
- もし州請負料が blanch と tale の両方で課された場合、(37) 本稿五五頁、表1を参照。ヘンリー二世治世期には、

スティーヴン治世期における財務府

その「納入不足額 (debt)」も blanch と tale の両方でにはc.). また、一一三〇年のパイプ・ロールでは、Dorset, Kent, Wiltshire の州請負料は by weight と by tale の両方で払われた。しかし、その「納入不足額」は一貫して blanch と by tale の両方で記録されている。Pipe Roll, 31 Henry I, pp.12f., 63.

- (%) Kealey, Roger of Salisbury, pp. 56f. Green, Government of England under Henry I, pp. 90f.
- ad scalam, by weight, blanch の導入はしばしば島田大田 の事人はしばしば長在するが、一つは ad scalam の導入を一一〇八年の鋳貨改革と、そして by weight の導入を一一〇八年の鋳貨改革と、そして by weight の導入を一一〇八年の鋳貨改革と、そして by weight を一一〇八年の鋳貨改革と、として blanch を一一二五年の鋳貨改革と、by weight を一一〇八年の鋳貨改革と、by weight を一一〇八年の鋳貨改革と、と考える。これに対して、Judith Green は blanch のと考える。これに対して、Judith Green は blanch の本格的導入は一一三〇年以後と考え、「もし一一二五年に試金が導入されたとしたら、一一三〇年の『重量測定』による(州請負料の)支払いを説明することは困難であたよる(州請負料の)支払いを説明することは困難であれたようによる(州請負料の)支払いを説明することは困難である。

州請負料の納入不足額(debt)を「試金」による額とし パイプ・ロールの中のように「重量測定」で支払われた る支払いの簡略化されたものでなければ、一一三〇年の それ故、もし「重量測定」による支払いが「試金」によ することができたが、「重量測定」による額と「試金」や る。第二に、「試金」による額と「勘定」による額は一ポ 故、「試金」の過程を省略することは「勘定」による支払 Exchequer in the Twelfth Century, pp. 76f.)° & Z 定された (Dialogus de Scaccario, pp. 36 f. Poole, The われる場合でも、納入された貨幣は最初に必ず重量が測 ず第一に、財務府の慣行に従えば、「試金」によって支払 請負料が本格的に導入された可能性が高いと考える。ま されたものであり、一一三〇年以前に「試金」による州 以下の理由から、筆者は、一一三〇年の「重量測定」に Henry I, p. 63, n. 49)。しかし、本文で述べた理由及び も一一〇〇年まで こ 300 (probably by tale) であった な州請負料の再編はロンドン及びミドルセックスの例に て記入することは不可能であると思われる。以上のよう 「勘定」による額との間には換算率は存在しなかった。 いではなく、「重量測定」による支払いを意味するのであ よる州請負料の支払いは「試金」による支払いの簡略化 る」と述べている(Government of England under より確証されると思われる。この州の請負料は少なくと ンドにつき一シリングを計算することにより相互に換算

が、一一三〇年までに 島 525 in blanch に引き上げられている。Regesta, vol.iii, nos.275, 276, Pipe Roll, 31 Henry I, pp.143f.

- ールを参照。(4) 本稿五三─五四頁の地図Ⅰ、Ⅱ及び当該のパイプ・ロ
- (41) ヘンリー二世のこの宣言は当然政治的なプロパガンダとして扱われねばならない。ヘンリー一世、女帝マティルによる譲与ばかりでなく、ヘンリー一世、女帝マティルを見れば明らかである。ヘンリー二世は、Roger Earl of Hereford の一族からは伯位とグロスター協及びヘリフォード城を、William Earl of Gloucester からはブリストル城を奪っている。これらの城は、事実上両家の運命を見れば明らかである。ヘンリー二世は、Roger Earl of Hereford の一族からは伯位とグロスター城及びヘリフォード城を、William Earl of Gloucester からはブリストル城を奪っている。これらの城は、事実上両家の家産の中心をなすものであった。
- (4) R.H.C.Davis, King Stephen 1185-1154 (Longman 1967), pp. 111-28. Regesta vol. iii, no. 272.
- (3) Henry of Huntingdon は次のようと述べてよる。 'Rex autem Stephanus in pace tunc primo regnans, quae regio debebantur honori adoptivi gratia filii potentissimus obtinuit.' T. Arnold (ed.), Henrici Archidiaconi Huntendunensis Historia Anglorum, Rolls Ser. 74 (London 1879), p. 290.

スティーヴン治世期における財務府

(4) 'Wiltescira. Comes Patricus reddit compotum de vol.iii, no.344 (William Earl of Gloucester), nos 28, 896 (Earl Hugh Bigod). ウィルトシャー伯パトリ 協定の後スティーヴンによって認められた。 Regesta 帝マティルダによって内乱期に与えられた伯位は、 請負料を払ったのは一一五四年のミクルマスであり、へ from p. 257). しかし、パトリックがウィルトシャーの nance of Mediacval England, pp. 255ff. (quatation ンリーは一一五四年四月から一二月まで大陸にいた。女 請負料を払ったとしたら、彼はそれを公の大蔵に払い込 を行った証拠と見なしてはならない。パトリック伯はへ れをパトリックが国王スティーヴンの財務府で会計報告 かな差額の会計報告をしているのが見うけられる時、こ 期に一一五三年のヴィルトシャーの州請負料に関して僅 んだのである。」Richardson and Sayles, The Gover ンリー公の支持者であり、もしパトリックがどこかで州 え、次のような結論を下している。「それ故、伯パトリ ック・オブ・ソールズベリーが一一五五年のミクルマス 中心としていた自分自身の財務組織を持っていたと考 ーはスティーヴンの政府からは独立し多分ブリストルを II, p. 56. Turner, 'The Sheriff's Farm', pp. 127-8. III denarios blancos.' Pipe Roll, 2, 3, and 4 Henry チャードソンとセイルズは、ヘンリー・オブ・アンジュ firma de Wiltescira tercii anni de LXXII solidos et

woos、和平協定の後スティーヴンの特許状を認証している。Graeme White, 'King Stephen, Duke Henry and Ranulf de Gernons, Earl of Chester' English Historical Review vol.xci (1976), pp. 564f. それ故、リチャードソンとセイルズの推測に可能性がないわけではないが、パトリックは一一五四年にスティーヴンの財務府で会計報告を行ったと考えるほうが良いと思われる。

(45) スティーヴンは、そこで Archbishop William of in the Twelfth Century, p.71)° Marjorie Chibnall of England under Henry I, pp. 43f. Barlow, Wiliam 財務府の会計報告は、ヘンリー一世時代にはウィンチェ もウェストミンスターにいた。Regesta, vol.iii, p. xlix bridge 1963), p. 92. スティーヴンは、 財務府の上半期 of York' in The Historian and Character (Cam 後任に選んだ。D. Knowles, 'The Case of St. Wiliam (Anglo-Norman England 1066-1166, (Oxfopd 1986) としてウィンチェスターで開かれていたと述べているが は、財務府の会計報告はヘンリー二世治世初期にも依然 ストミンスターで開かれていた(Poole, The Excheque Rufus, p. 222.)、ヘンリー二世時代には原則としてウェ スターで開かれていたのに対し (Green, Governmen) の会計報告が行われたと思われる一一五四年の復活祭に York の暗殺について議論し、Roger Pont l'Eveque を

p. 151)、どのような証拠に基づいているかは不明である。 p. 151)、どのような証拠に基づいているかは不明である。 の記録の中に(p. 4)、"Et in reparatione domorum de Scaccario. LXVI solidos et VIII denarios." 及び、"In reparatione domorum de Westmonasterio. V solidos per Episcopum de Eli." という記述があることから、 財務府はヘンリー二世治世初期、そしてスティーヴン治 世後期には既にウェストミンスターにあったのではないかと考えられる(このパイプ・ロールの記述が財務府の移動 シチェスターからウェストミンスターへの財務府の移動 はスティーヴンの内乱期(恐らく一一四一年)に行われたのかもしれない。 Cf. Hall, The Antiquities and Curiosities of the Exchequer, pp. 10-7.

- (46) 本稿四九―五○頁参照。これらの州は、スティーヴンの別点であり、容易に行われたであろう。 本稿四九―五○頁参照。これらの州は、スティーヴンに対して会計報告の対して表記を及ぼすことができない。 またらの州は、スティーヴンのが、本稿四九―五○頁参照。これらの州は、スティーヴンのが、
- (4) Regesta vol. iii, nos. 274, 275, 276.
- (\(\preceq\)) Regesta vol.iii, no.275. 'Et vicecomitatum Lundoniae et Middlesex per ccc libras sicut Gaufredus avus ejus tenuit. Et vicecomitatum Essex per ccc

libras sicut idem Gaufredus avus ejus tenuit. Et vicecomitatum de Hortfordscira per lx libras sicut avus ejus tenuit. これらの請負料には、blanch か tale

(49) Turner, 'The Sheriff's Farm', p. 144. Green 'William Rufus, Henry I and the Royal Demesne', p. 351. ドゥームズデイ・ブックの中のエセクスの王領の合計は清負っており、他の者が ま 144 を請負っていた。ibid., p. 338. この ま 337 という数字は、ジェフリーの祖父が fi負っていた額に非常に近いものである。

## (5) 本稿五八頁参照。

(51) これらのマンドヴィル特許状の中で、ロンドン及びミールとなく と300 と記述されている。しかし、ヘンリー一世のロンドン市に対する特許状では、それは と300 と間であることなく と300 と記述されている。しかし、ヘンリーに関する限り、 by tale (ad compotum) と明記されている。ヘンリーニー世治世期には、もし blanch か tale の指定がなければ、それは by tale を意味した。ロンドンとミドルセックスをれば by tale を意味した。ロンドンとミドルセックスをれば by tale を意味した。ロンドンとミドルセックスに関する限り、 by tale による支払いへの後退は一一三に関する限り、 by tale による支払いへの後退は一一三に関する限り、 by tale による支払いへの後退は一一三に関する限り、 by tale による支払いへの後退は一一三の年以前には と300 (by tale) であった。しかし、それは、ロンドン及びミールの財政改革の時に大きく増加され、一一三〇年のパイク財政改革の時に大きく増加され、一一三〇年のパイク財政改革のは、 by tale による支払いへの後退は一一三〇年のパイン・ローの関する場合に、これに対している。 しかし、それは、 ローニ〇年のパイク・ローの関する。 しかし、 さいというには、 by tale から はいました。 しかし、 では、 by tale が by tale による支払いへの後退は一一三〇年のパイン・ローロのは、 by tale が by tale が by tale による支払いへの後退は一一三〇年のパイクリンには、 by tale が by tale が by tale による支払いへの後退は一一三〇年のパイクリンには、 by tale が by tale が by tale が by tale による支払いへの後退は一一回のには、 by tale が by tale が by tale が by tale による支払いへの後退は一一回のよりには と by tale が b

スティーヴン治世期における財務府

don's First Charter of Liberties: Is It Genuine? pp. 298-303. また、上記註(21)参照。 関連しているため、ヘンリー一世の特許状の請負料はむ しろ例外と見なされるべきであろう。 Hollister, 'Lon 州請負料の変動はしばしばロンドンのコミューン運動と 筆者の議論に都合の良いものである。しかし、筆者自身 発行されたのかもしれないと主張しており、この仮説は Keir, Reynolds は、ロンドン特許状は一一四一年頃に ている。いずれにせよ、ロンドン及びミドルセックスの リー二世はそれを & 500 blanch に引き上げた。Brooke 1133) は、それを # 300 by tale (ad compotum) に引 8300以上に引き上げられたという証拠はないが、ヘン き下げている。この州請負料がスティーヴンによって し、ヘンリー一世の特許状 (Michaelmas 1130×August プ・ロールの中では ホリスターによる反論のほうがより説得的だと感じ 先 525 blanch となっている。しか

# (2) Regesta vol. iii, no. 276.

(3) ヘンリー二世治世初期には、一一四一年に前述のマンドヴィル特許状の中でジェフリー・ド・マンドヴィルに譲与された Windsor Castle と Hatfield Regis は、リチャード・ド・ルーシーによって管理されていた。Round, Geoffrey de Mandeville, pp. 100f., 169. The Rea Book of the Exchequer, vol.ii, p. 650. Pipe Roll, 2, 3, and 4 Henry II, pp. 16-19.

54 3d. (by tale) で 545 blanch と同じ額である。これ 275.) 以上の二点は、たとえ通常の場合と異った方法に う。<br />
一三○年及びヘンリー二世治世以降には、エセク ため、多分ジェフリー・ド・マンドヴィルが死んだ時、 負料 **8**539 by weight に非常に近いものである。その は、一一三〇年のエセクスとハーフォードシャーの州請 bably by tale) であった。この二州の合計は **25741s**. 計報告を行った額は **8**504 7s. 11d. by tale であり、 しかし、彼が一一五五年にエセクスの州請負料として会 別々に会計報告がなされている。(Regesta vol.iii, no. の数年には、マティルダの特許状と同じように、分けて れたとしても、エセクスの州請負料は、ヘンリー二世第 よってであれ、エセクスの会計報告が行われ続けたとい 告がなされるのが常であったが、一一五五年及びその後 スとハーフォードシャーの州請負料はいっしょに会計報 ったと考えられる。しかし、たとえ古い額が取り決めら エセクスの州請負料の古い額が再び要求されるようにな うことを示している。 一年と同じように、 by tale で支払われ続けたのであろ ハーフォードシャーの州請負料は 569 13s. 4d. (pro The Red Book of the Exchequer, vol. ii, pp. 650 f.

頃、彼女は、William de Beauchamp に「ウースターの マティルダによって発行されている。一一四一年七月末 また、マンドヴィル特許状と類似したものが、他にも

> appendiciis suis in feodo et hereditarie per eandem ビーチャムがそれに関して納めていたのと同じ請負料で reddebat.)」与えている。Regesta vol.iii, no.68 firman quam pater suus Walterus de Bellocampo inde (vicecomitatum Wigornie et forestas cum omnibus に、封として世襲財産として、彼の父ウォルター・ド・ 州長官職と森林〔御料林〕をその全ての附属物ととも

### 55 本稿五三頁、地図Ⅰ参照。

<del>56</del> べきであろう。本稿五八頁参照。 この二州の請負料は blanch で課され払われたと考える 不足額 (debt)」は blanch で記録されている。それ故、 れらの州の請負料の「納入余剰額(surplus)」と「納入 州請負料の支払い方法は明記されておらず、また、ケン トの州請負料の支払いは記録されていない。しかし、こ 一一五五年のパイプ・ロールでは、ウィルトシャーの

グループに入るのかもしれない。内乱期にレスターシャ れる。レスターシャーとハンティンドンシャーは東部の このようなグループ分けから除外すべきであると考えら いが認められた州であるため、一一五六年と一一五七年 忠実だったロバート・オブ・レスターである。また、サ いるが、一一五五年のパイプ・ロールが存在しないので、 セクスとシュロップシャーは伝統的に tale による支払 ーを支配していたのは、一一五三年までスティーヴンに ラトランドは、一一五六年に州請負料を tale で払って

内乱期の慣行ではないとも考えられる。 にこれらの州が tale と記録されていることは必ずしも

- (%) E.J.King, 'The Anarchy of King Stephen's Reign'

  Transactions of the Royal Historical Society, 5th

  ser. vol. 34 (1984), pp. 133-53.
- (\(\text{\tint{\text{\tint{\text{\tin\text{\t
- (第) King, 'The Anarchy of King Stephen's Reign', pp. 143-7. 同じような議論が、Graeme White, 'Were the Midlands "Wasted" during Stephen's Reign' Midland History vol.x (1985), pp.26-46 でなされている。

「荒地」の割合が一〇ペーセント以下の州は Sussex, Kent, Yorkshire, Shropshire, Dorset, Devon、一〇ペーセント台は Surrey, Middlesex, Huntingdonshire, Somerset、二〇ペーセント台は Essex, Hertfordshire, Cambridgeshire, Lincolnshire, Worcestershire, Herefordshire, Wiltshire である。*Pipe Roll*, 2, 3, and 4 Henry II, pp.1-68.

(3) King, 'Anarchy of King Stephen's Reign', pp.147-52. Cf. R.P. Mack, 'Stephen and the Anarchy 1135-1154' Britith Numismatic Journal vol.xxxv (1966), pp.38-112.

スティーヴンの貨幣を発行し続けたのは、Castle Ris-

ing, Norwich, Thetford, Bury St Edmunds, Ipswich, Colchester, Bedford, London, Canterbury, Rye, Hastings, Lewes であり、女帝マティルダ及びヘンリー・オブ・アンジューの貨幣を発行したのは、Oxford, Gloucester, Hereford, Malmesbury, Bristol, Cardiff, Sherborne, Wareham である。

(61) このことは、必ずしもスティーヴンもしくは女帝マテ(61) このことは、必ずしもスティーヴンもしくは女際で会計報告を行ったかどうかということである。 たとえば、財務府に関して一番重要なのは、州請負料の納入を任された人物が毎年きちんと財務府で会計報告を行ったかどうかということではな年きちんとは、必ずしもスティーヴンもしくは女帝マテとである。

スティーヴンによって地方行政を任されたと思われる人物は次の通り。Wiliam d'Aubigny (Sussex), William of Ypres (Kent), William de Warenne (Surrey), Geoffrey de Mandeville (Essex & Middlesex), Richard de Luci (Essex & Middlesex), John and William de Chesney (Norfolk & Suffolk), Robert de Chesney, Bishop of Lincoln (Lincolnshire), William d'Aumale (Yorkshire), Robert of Leicester (Leicestershire).

女帝マティルダによって地方行政を任されたと思われ

七七(七七)

スティーヴン治世期における財務府

る人物は次の通り。Robert and William of Gloucester (Dorset and Somerset), Miles of Gloucester and Roger of Hereford (Gloucestershire, Herefordshire and perhaps Staffordshire), Walter and Patrick of Salisbury (Wiltshire), William de Beauchamp (Worcestershire), William fitzAlan (Shropshire), cf. William de Mohun (Somerset?), Baldwin de Redvers (Devon?), Reginald fitzRoy (Cornwall?), Ralph Paganel (Staffordshire?).

学研究会大会西洋史部会において発表する機会を得た。〔付記〕 本稿の要旨を一九八六年一〇月二六日の広島大学史

七八 (七八)